

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)

就学援助(学用品・給食費等の援助)申請の受付開始のお知らせ

経済的な理由により就学が困難な児童生徒に、給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。**申請は年度ごとに必要です**。現在援助を受けている方で引き続き援助を希望する場合も、必ず申請を行ってください。

◎援助対象となる世帯

うきは市に住所を有する公立の小中学生の保護者で、下記①～⑥のいずれかに該当する世帯であること。(私立学校は対象外です。特別支援学校は別に制度があります。)

- ① 生活保護が停止または廃止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- ② 世帯全体の市民税が非課税であるか、減免措置を受けている世帯。
- ③ 国民年金の掛金が全額減免されている世帯
- ④ 児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
- ⑤ 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合
- ⑥ 世帯の前年度における所得額が、生活保護法に規定する保護の基準額の1.3倍未満である場合

◎援助を受けることができる世帯の収入の目安(上記⑥の目安)

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入の目安(年額)	約271万円	約370万円(例1)	約445万円(例2)	約502万円

<例1>父40歳、母35歳、子9歳の3人家族の場合 年間総所得226万円以下

→ 給与収入270万円(所得181万円)+パート収入100万円(所得45万円)=226万円

<例2>父40歳、母35歳、子14歳、子9歳の4人家族の場合 年間総所得278万円以下

→ 給与収入345万円(所得233万円)+パート収入100万円(所得45万円)=278万円

※あくまで一定の目安です。家族構成などにより基準は異なります。

※住民票同一世帯全員の収入を合わせた金額で審査します。

※援助の対象になるかは審査によって判断しますので、要件に当てはまるか判断に迷われる場合は、申請を行ってください。詳しくはこちら。<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0033972/index.html>

◎就学援助の内容(援助金額一覧表)※年額

支給項目	小学校	中学校
給食費	実費(3,900円×11ヵ月=42,900円)	実費(4,800円×11ヵ月=52,800円)
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費	2,270円(2～6年のみ)	2,270円(2～3年のみ)
クラブ活動費	実費(4～6年のみ:上限2,760円)	実費(上限30,150円)
郊外活動費(宿泊なし)	実費(上限1,600円)	実費(上限2,310円)
郊外活動費(宿泊あり)	実費(上限3,690円)	実費(上限6,210円)
入学用品費	57,060円(1年のみ)	63,000円(1年のみ)
PTA会費	実費(上限3,450円)	実費(上限4,260円)
修学旅行費	実費(6年のみ:上限22,690円)	実費(2年のみ:上限60,910円)
卒業アルバム代	実費(6年のみ:上限11,000円)	実費(3年のみ:上限8,800円)

※金額は令和6年度の額です。令和7年度の支給金額は正式決定後にお知らせします。

・上記のほか、学校災害共済掛金(460円程度)が免除されます。

- ・学校健診で治療が必要と診断された場合は医療券を使用して治療することができます。(学校保健安全法施行令第8条で定める疾病のみ)
- ・区域外就学の場合は、項目によっては支給がないものがあります。

◎申請に必要なもの

●就学援助申請書(各学校またはうきは市教育委員会に準備しています。)

●振込口座がわかるもの(通帳など)

※令和6年1月2日以降にうきは市へ転入された方は、転出市町村で交付する世帯全員の令和6年度課税証明書を取得して提出ください。(非課税か減免措置が分かるもの)

※所得の申告をしていない場合は認定できません。必ず税務課で申告を済ませてください。

◎申請期間

- ・令和7年3月末日までに(新1年生は4月末日まで)申請書を在籍校へ提出してください。
- ・お子さんが小中学校の両方に在籍している世帯は、中学校へ申請書を提出してください。
- ・年度途中でも随時申請が可能です。ただし認定月以降の支給となりますので、早めの申請をお勧めします。

◎認定の時期と方法

- ・認定通知は、原則課税が確定する6月以降、学校を通じて申請者へ通知されます。
- ・家庭状況の変化などによって、支給を打ち切ることがあります。

◎支給の時期について

- ・学期ごとに該当する支給項目金を合算し、各学期末頃(7月、12月、3月)に保護者口座へ振り込みます。振込日は前もって学校を通じて通知します。
- ・医療費は、医療機関から請求があった場合に直接医療機関に支払います。
- ・校納金等の滞納が発生したときは、保護者口座へ振り込みはいたしません。
- ・入学前支給の申請者については、入学用品費を3月下旬に支給します。

◎お問い合わせ

- ・分からないことがありましたら、児童・生徒の在籍校又は教育委員会へご相談ください。
(うきは市学校教育課学事係 ☎:0943-75-4950 平日8:30~17:15)

◎ホームページ



<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0033972/index.html>

※令和6年度分も随時受付をしております。認定月以降の支給となりますので、早めの申請をお勧めします。(令和7年3月まで)